

別紙様式14

東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日： 令和4年8月8日)

開催日及び場所		令和4年6月24日(金) 仙台合同庁舎A棟7階会議室		
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 小野寺 義象(弁護士) 藤野 清光(ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和3年10月1日～令和4年3月31日		
審議対象案件		329件 うち、1者応札案件 36件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 9件		
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 5件 (抽出率 1.8%) (抽出率 13.8%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 -%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件	うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争 公募型指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		工事希望型指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	業務	一般競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争 公募型指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		簡易公募型指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約 公募型プロポーザル	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	物品・役務等	簡易公募型プロポーザル	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
		標準型プロポーザル	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の随意契約	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		一般競争 指名競争	1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
(特記事項)		なし。		

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし。 なし。	

事務局：

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意 見・質 問	回 答 等
<工事編>	
(令和3年度国営施設応急対策事業角田地区 江尻排水機場第3第4制水門ゲート設備改修工事)	
変更の関係で確認するが、本来次年度に予定していたものが工期の関係でできるということになったので、本工事に組み入れた方が良いという判断で変更した、ということで良いか。	<p>当初契約では、工程上、どの業者でも実施可能な規模で発注しており、その結果が第3制水門ゲートは塗装のみ、第4制水門ゲートは塗装のほか、ゲート分解整備等一式とするもので、第3制水門ゲートの分解整備等については、翌年度に施工する計画であった。</p> <p>契約後、受発注者間で調整、協議した結果、第3制水門ゲートのゲート分解整備等を含めた一式での施工が契約工期内で可能であることが確認でき、また、同時期に施工した方が仮設等の関連から効率的であることから、契約変更に至ったもの。なお、当初契約から必要に応じて第3制水門ゲートの分解整備等を変更追加する可能性があることは契約図書に明示していた。</p>
それは工期の関係からか。	そのとおり。
1者応札の理由について、他者は色々なリスクを考えて敬遠したのではないかということだが、落札業者が応札した理由は何だと考えるか。リスクをリスクと思わなかったというのは、過去に農政局関係の様々な大型工事の受注実績がかなりあり、施工する自信があったということか。	<p>リスクの考え方だが、1つは天候等によっては仮設足場を撤去する工事が必要になるというリスクがある。他には本工事は競争契約であり、当然この業者は1者で応札するのではないため、リスクと落札した場合の会社の利益について、総合的に判断したものと考えている。</p> <p>過去の受注実績について、東北農政局管内で受注実績があり、排水機場の排水樋門関係の施工を何件か行っているので、ノウハウも持っている。</p>

第2回変更でコロナの影響で工期が今年の12月まで大幅に伸びているにもかかわらず契約金額が変わっていないというのは何故か。人件費が余計にかかるということはないのか。

実際に作業している日数は変わらないということか。作業できない時期が増えただけか。

この工事は、水位によっては仮設足場の撤去工事が必要になるということだが、何回か撤去することを考慮して予定価格を設定しているのか。それとも考慮せずに設定しているのか。

撤去こととなった場合、そのリスクは落札業者が負うということか。それとも何回も撤去することになった場合には、変更見積合せをするということか。

災害レベルにならずに、多少水が多くなって仮設足場を撤去することになった場合には、そのリスクは落札業者が負うということか。そもそも災害レベルにならないと仮設足場の撤去はないのか。

撤去ことになった場合には、変更見積合せか。

当初契約では、第3ゲートと第4ゲートで片方は塗装塗替のみで、もう片方は塗装塗替と部品交換だったが、業者と打合せしていく中で、両方とも部品交換までできるということになった、ということでおいか。

本工事は水門の改修工事であり、洪水期の間は工事を施工することができず、現場を管理し続ける必要はない。部品交換する時期は単純に後ろへと伸びるが、その間は現場管理の必要はない。基本的には作業時期が後ろに伸びただけで作業内容は変わっていないため、金額の変更はない。

そのとおり。

仮設足場を撤去するような事態は、豪雨災害等の緊急事態であり、撤去を前提として予定価格を設定してはいない。

仮設足場を撤去するような事態、いわゆる災害に近いような事態になれば、当然、その分の費用は変更追加の対象となる。

川の水位が上がっても足場が水に浸からなければ問題ない。その高さまで水位が上がるかどうかは過去5年間の実績を考慮している。それを超えるような洪水が起きてしまうと、仮設足場を撤去する事態になるが、過去5年間と同じレベルであれば撤去することはないと考えている。

金額的には当然そうだが、業者からすれば想定していた作業が増えることから、作業員の手配等が必要となる。

そのとおり。

これはもっと早い段階で分からなかったのか。

当初の発注段階では、有資格者であればどのような業者でも施工できる工程で発注計画を作成しているため、受注する業者によっては追加ができない場合も当然ある。しかし今回の業者は、現地の状態を確認したうえで第3ゲートについても工期内に部品交換までできるということだったので変更した。

両ゲートとも部品交換までできるというのは、業者から提案があったのか。

当方としても両ゲートともに年度内に施工できるというのが理想であり、当初からそのように契約したかったが、業者によってはそこまで施工できない可能性もあることから、工種を落として契約した。契約締結後は当方からすぐに、施工可能かどうか検討するよう、お願いした。

最初から両ゲートとも部品交換できるという条件で入札執行したが、入札参加業者が誰もいなかつたため工種を落としたという訳ではないのか。

そうではない。設計の段階で業者聞き取りして施工範囲を決定したが、やはり年度内の完成は難しいということだったので、工種を落として発注した。

変更契約について、相手方は1者であることから、変更契約の金額をどのように設定するかということが重要になると考える。変更の見積合せについて、発注者と受注者のどちら側から、どのような流れで進めるのか、手続きの流れについて教えていただきたい。また本工事では約3千万円の増額になっているが、この金額が部品交換の金額と考える。この場合、第4ゲートの部品交換の金額と部品交換を除いた金額の比率がどれくらいになるのか。また第3ゲートについても同じような比率で金額設定されているのかどうか、あるいは第3ゲートの追加分については第4ゲートとは別の比率となっているのか教えていただきたい。例えば第4ゲートについて、全体金額を100として塗装に係る費用が30で部品交換に係る費用が70であるとする。第3ゲートも同様の比率で設定されれば前と同じ基準で問題ないが、変更増額した金額の比率が高くなっていると

本工事の契約方式は総合評価落札方式であり、同じ工種であれば追加したものにも請負比率が係る。本工事においては、当初から第3制水門ゲートのゲート分解整備等を含めた見積を取得しており金額を把握していた。契約締結後、お互い協議のうえ、分解整備について合意したので打合せ簿を作成して変更の見積合せを行った。

1者しかいないので本来の金額より高い金額で変更見積合せしているのではないかと考えてしまう。

部品交換については、当初契約の段階で第3ゲートについても見積金額はできていたということか。その金額と比べて、特に問題はなかったか。

契約金額が変わることはある良いことだと思うので、次回見積を取る時は、今回の受注業者のように、技術力の高い業者から取って、入札にかけていただければ良いかな、と思います。

(津軽北部二期農業水利事業 十三湖機場改修（その2）工事)

変更要因として設備の劣化状況及び現場状況により変更とのことだが、劣化状況というのは分かるが現場状況というのは何か。

トラブルというのは、エンジンに支障が発生したことか。

その点検整備が余分に増えたということか。

落札業者は当初契約の際、2回予定価格をオーバーし、3回目で落札している。そのことと関係あるか分からぬが、この工事は一般競争入札で1者応札となっているが、その理由をどう考えるか。

特にありません。

劣化状況というのはインペラ（羽根車）が該当する。ポンプを開けてみて劣化状況を確認している。現場状況というのは追加したエンジンの点検整備になる。トラブルが発生したため、工事契約後は専門家である受注業者が排水ポンプを運転しながら点検整備を行った。

そのとおり。

そのとおり。

工事の主たる部分が過去に製作・据付したポンプの改修工事になる。当方は既存の施設を設置した業者とは別の業者でも工事の施工が可能であると考えて、競争契約で発注している。しかし整備工事完成後に何らかの不具合が発生した場合、その発生原因是当初製作・据付した業者によるものか、整備工事を実施した業者によるものか、原因の特定が難しい。整備会社からすれば完璧な整備をしており、何ら問

題はなく、製作・据付会社の側に非があると主張したいだろうが、どちらの側に非があるか明確に判断するのは難しい。その場合、整備会社が完璧な整備をしており何も非がないと考えていても、場合によっては一部責任を負う可能性はある。そのことを他の業者はリスクとして捉え、入札に参加しなかったのではないかと考える。

前回、令和3年度第3回入札等監視委員会でも同様の説明を何回か受けたが、発注者は別の業者でも施工可能であると考えて一般競争入札で発注しているが、同じ理由で結果的に1者応札になっている。今後も同様なケースが続出すると思うが、それでも一般競争入札で発注するという考え方も理解できるが、別の入札方式を検討しても良いのではないか。

設備を更新して新しい物に取り替える、という工事も希にある。その場合には過去の製作・据付会社とは別の業者が落札することもある。一方で経済性の面から、既存施設の利用可能な部分は残し、補修だけを行う場合もある。その際に当初の製作・据付業者以外の業者の参加を容易にするため、利用可能な部分も廃棄して、全面取り替えとすると経済的には不利となる。その場合、競争性の確保と経済性の確保の両方を考慮することとなるが、現行の制度では一般競争入札で発注するしかないと考える。また別の入札方式を検討すべきというご指摘については十分理解するものの、現状では明確な解決方法を見付けることは難しい。

変更見積合せの場合、請負比率は99%から100%の間のものが多いと考えていたが、今回の工事は95%と低めである。これは受注者側と農政局側の積算の方法に相違があったのではないか。

変更見積合せの前に、各変更内容について受発注者間で打合せ簿で確認、協議している。

その時、直接工事費ベースの概算金額を明示しており、少なくとも直接工事費ベースでの受発注者間での相違は考えにくい。

ただし、諸経費を含めた契約金額での明示はしていないため、諸経費計算に相違があったものと判断している。

(隈戸川地区直轄災害復旧事業 矢吹北第5号排泥工災害復旧工事)

本工事も1者応札だが、理由として何が考えられ

令和3年2月の地震の影響でこの地域全体の地盤

るか。	<p>が悪くなり、農業関係以外のインフラにも多大な被害が発生した。本工事の周辺でも道路・水道等の被害が多数発生した。本工事はC等級及びD等級の業者を対象に工事を発注したが、町等が発注した多数の道路・水道等の復旧工事に対応したため本工事に対応できなかったと考える。また本工事は被災したものを復旧するための工事であり中小の業者にとつても当初工事の規模は大きいものではなく、メリットも大きくないため、応札者が1者になったと考えている。</p>
地震が発生した場合、どの程度の被害があり、それを復旧するためにはどれくらいの工事と費用を要するか、というのは工事を施工してみないと分からないものなのか、あらかじめ全体を見渡すようなことはないのか。	<p>災害復旧事業は被災した場所を復旧するものなので、現地調査の結果、別の場所で不具合があつてもそれが今回の災害によるものか、老朽化によるものか、ということになる。また通常の国営事業であれば3分の2が国費負担となるが、災害復旧事業は補助率が高く、場合によっては90%を超える場合もある。その対象はあくまでも被災した場所の復旧のみで、周辺を全て調査して不具合場所を全て復旧する、ということにはならない。ただし、被災した場所を掘削するとすぐ横にも壊れたものがあり、それを放置すると復旧した場所の機能が発揮できないような場合には、工事に変更追加して併せて復旧する場合もある。</p>
本工事は変更金額の割合が大きいが、これだけ作業量が増えると業者が対応できないようなリスクが考えられるのではないか。	<p>可能性は十分ある。しかし今回は協議の結果対応可能ということだったので変更追加した。対応不可能な場合には仮復旧のみを行い、本復旧は翌年度に行う、という可能性もある。</p>
<測量・建設コンサルタント等業務編>	
(岩手山麓農業水利事業 第二発電所分水槽その他設計業務)	

<p>共同事業者からの要望事項の内、対応可能なものは当初契約に含め、追加になる場合もあるという形で発注したということか。</p> <p>(浅瀬石川二期農業水利事業 浅瀬石川二期地区畑作等営農推進検討業務)</p>	<p>そのとおり。 なお、当初契約時点で変更追加の可能性があった事項については、契約図書に明示していた。</p>
<p>参加者を広く募集したが、参加表明書の提出があったのは1者のみだった、ということか。</p> <p>1者しかいなかったので、この者と随意契約を締結した、ということか。</p>	<p>そのとおり。 契約方式がプロポーザル方式なので、技術提案の内容が適切であることを確認したうえで特定した。今回は1者だけだったが複数いた場合には、1番良い提案をした者を特定することになる。</p>
<p>予定管理技術者の業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価して業者を特定したことだがどのような手続きで総合的な判断を行ったのか、専門家の意見を取り入れる等したのか。</p>	<p>テーマを決めて提案を求め、提案書を提出してもらう。その提案書の様々な項目について、色々な視点から「非常に優れている」「優れている」「普通」等を評価し点数を付け、それらを総合し1番点数の高い者を特定している。評価者は、技術系の経験豊富な複数の職員が複数の視点からそれぞれ評価を行っている。</p>
<p>仮に簡易公募型プロポーザル方式の契約が増えていくのであれば、きちんとした評価をしないと問題が起きると考える。公募型と簡易公募型それぞれの適用範囲はどうなっているのか。また簡易公募型の発注比率は増加傾向にあるのかどうか。更に評価の基準が後々検証できるように、議事録は作成しているのかどうか、聞かせてもらいたい。</p>	<p>ロットの違いにより公募型と簡易公募型が決定される。 プロポーザル方式は、高度で専門的な技術力、あるいは総合的な検討や企画や構成力を要するものに適用されるので、発注比率がプロポーザル方式のみが増えるということはない。 また、評価の議事は、案件毎に作成している。</p>
<p>今回落札した一般社団法人畠地農業振興会は営利を目的とせずに活動する団体なのか。</p>	<p>公益社団法人であれば非営利だが、一般社団法人なので利益を得ることは認められている。そのため、</p>

	<p>今回のように一般的なコンサルタント業者が参加する業務にも参加することができる。</p>
<p>相手方は農政局の歩掛りを把握しているので、同程度の金額で見積ることは可能とのことだが、積算するに当たっては、どれくらい時間がかかるのか、ということや人件費が時間あたりいくら位するのか、ということが重要になると思うが、そこまで公表しているのか。</p>	<p>歩掛りについては技術士相当の人が1日かけて行う作業の単価を国土交通省、農林水産省共通で公表している。そのため相手方はどの単価を使用しているか把握しているはずである。</p>
<p>今回、相手方は公表している単価を使用していないということか。</p>	<p>公表している単価を使用しなければならないという訳ではなく、相手方の考え方で積算することは認められている。技師A相当等幾つかの技術者のランクがあるが、民間会社では部長クラスの職員が該当するとして、一方こちらの法人では作業を担当する職員の給料から、1日当たりの労務単価を求めてい るのではないかと考えている。</p>
<p>農政局側の積算が間違っていないということであれば良いが、仮に間違っていた場合には高い金額で契約している恐れもあるので、注意願いたい。</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p><物品・役務編></p> <p>(令和3年度農業基盤情報基礎調査電子化業務)</p>	
<p>本業務は公表されている歩掛りを使用して積算しているのではなく、数社から見積を徴取して積算し予定価格を定めているのか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>落札業者からも見積徴取しているのか。</p> <p>徴取した見積の中から1番安価なものを予定価格として採用しているのか。</p>	<p>はい、徴取しています。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>落札業者は見積金額の約半分位の金額で入札した</p>	<p>予定価格の約半分の金額で応札している。見積は</p>

ことになるのか。

見積金額よりかなり低い金額で入札するようなケースはあるのか。

この電子化業務は令和元年度や2年度も発注しているのか。

毎年度発注しているが、年度によって業務量が違うのか。

過去の実績を機械的に使用することはできない、ということか。

低入札の場合は調査もしているということなので農政局が要求する水準の成果があがっていれば問題ないと思う。

8社から徴取しているが、落札業者の見積金額が予定価格になっている訳ではない。

今年度の入札金額は予定価格に対して約半分だが過年度に今回の落札業者以外の者が落札した年も低い金額での入札が多々ある。

はい、発注しています。

県で整備したデータを国が電子化し、調査に使用することになる。年度によって県の整備するデータ量が異なるので、発注する業務量も異なることになる。そのため、年度ごとに金額も異なることになる。

そのとおり。

